

戸籍事務へのマイナンバー制度導入のため更に検討を要する事項（3）

第1 本籍地以外での戸籍謄本等の交付（いわゆる広域交付）について

1 現状等

(1) 現状

戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書及び除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書（以下、これらを「戸籍謄本等」と総称する。）については、戸籍に記載されている本人（戸籍から除かれた者であっても正しく記載されていたものを含む。）又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属（以下「本人等」という。）において交付の請求をすることができるほか（戸籍法第10条第1項、第12条の2）、第三者であっても一定の条件を満たす場合には、本籍地の市区町村長に対し、交付の請求をすることができる（戸籍法第10条の2、第12条の2）。

他方、本籍地以外の市区町村長に対しては、戸籍法上、戸籍謄本等の交付請求をすることは認められていない。そのため、転籍を繰り返すなどして従前戸籍が複数の市区町村にある場合に従前戸籍の戸籍謄本等を取得するためには、それぞれの本籍地の市区町村長に対して交付請求をする必要がある。

このような現状にあることから、特に、数次相続がある場合などには、複数の本籍地に係る戸籍を収集する必要性が生じ、その収集に相当の時間と費用を要することとなっている。

(2) 調査結果

法務省が平成27年度に委託した戸籍事務へのマイナンバー制度導入のためのシステムの在り方に係る調査・研究等（以下「委託調査・研究」という。）において、戸籍謄本等の利用目的に係る調査として、戸籍謄本等の交付を行う市区町村への調査を行ったところ、相続関係手続、年金・社会保険関係手続、旅券関係手続、戸籍届出の4種類が多いという結果であった（下記図1参照（注1））。また、利用目的別の戸籍謄本等の種別について、相続関係手続、年金・社会保険関係においては、主に除籍謄抄本及び改製原戸籍謄抄本を交付しており、旅券関係手続、戸籍届出においては、主に戸籍謄抄本を交付しているとの結果であった。

他方、委託調査・研究において、戸籍に対する国民の意識調査を行い、その中で戸籍謄本等の交付請求をした目的についても調査を行った（Webアンケート）。その結果は、旅券申請のためが最も多く、戸籍の届出、年金等の

社会保障給付金受給に関する手続のため、相続手続のためという順番であった（下記図2参照）。

また、上記国民の意識調査の結果によれば、住所地と本籍地とが異なる割合は半数以上（約52%）であった。戸籍謄本等の交付請求に際して郵送を利用した理由としては、本籍地である市区町村が遠いという意見が多かった。なお、戸籍謄本等の取得方法については、本籍地の市区町村窓口での取得の希望が一番多く（約42%）、次いで、最寄りの市区町村での取得を希望する意見が多かった（約23%）。

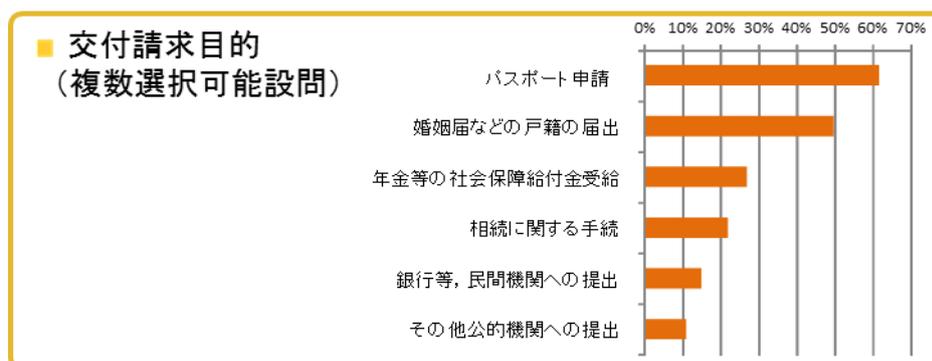
さらに、本年5月から6月にかけて行った「戸籍法の改正に関する中間試案」（以下「中間試案」という。）についての意見募集の結果によれば、意見照会の対象となっていないにもかかわらず、「本籍地以外の市区町村でも戸籍証明書を交付してほしい」との意見が最も多かった（意見全体の約20%が言及）。

（注1）ただし、利用目的について、その他及び記載なしの割合も4割以上を占めているところ、本人等請求の場合、理由を記載しなくとも戸籍謄本等の交付請求が可能であることから、記載した4種類の利用目的の順序、割合等については、若干の変動があり得ることに注意を要する。

図1 戸籍証明書の利用目的（都内の1自治体を対象とした現地調査）



図2 戸籍証明書の交付請求目的（9,526人を対象としたwebアンケート）



(3) 対応策

我が国では少子高齢化が進行しており、今後、いわゆる団塊の世代やその子の世代など、人口の多数を占める世代が、ほぼ時を同じくして相続手続を必要とする場面が生じることも想定される。また、近年、所有者不明土地問題に見られるように、長期にわたって相続手続が放置されている場面も多数見受けられる。

このような事態に対応するため、より効率的に相続手続を行うことができる基盤を作るという観点から、以下の方策を講ずることが考えられるが、どうか（注2）。

本籍地以外の市区町村長に対し、一定の場合には、戸籍の謄抄本の交付請求（いわゆる「広域交付」）を認める規定を設ける。

（注2）なお、現在の戸籍実務においても、広域市区町村圏協議会の構成市区町村間において、地方自治法第252条の14第1項に基づき、戸籍謄本等の交付請求に関する事務の一部を協議により規約を定めて相互に委託することにより、戸籍謄本等の相互発行事務を行うこととされていたり、政令指定都市内の各区分や複数の政令指定都市間においてネットワーク化された電子情報処理組織が構築されている場合において当該電子情報処理組織を利用して戸籍謄本等の相互発行事務が行うこととされていたりする例が存する。本文においては、このような現在の戸籍実務におけるものとは異なり、本籍地以外のあらゆる市区町村長に対し、広域交付を認める規定を設けることを想定している。

(4) その他（効率的に相続手続を行うための取組について）

相続人は、被相続人の死亡後に必要となる相続手続において、被相続人に係る出生から死亡までの戸籍謄本等を収集し、現状では、相続人が誰かなどを確認するため、各種相続手続を行うたびにこれらの戸籍謄本等を行政機関等に提出する必要がある。そこで、登記所（法務局）では、平成29年5月から相続人等が相続に必要な戸籍謄本、被相続人に係る住民票の除票、法定相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）等を提出すると、登記官がその一覧図と戸籍関係書類一式を読み解き照合して、認証文を付して一覧図の写しを作成し、必要な枚数を一般行政証明として無料で交付する取組を行っている（法定相続情報証明制度）。このように、各種相続手続において、法定相続情報一覧図の写しを利用することで、複数の戸籍謄本等を提出する手間を省力化して手続的な負担を軽減するとともに、行政機関等においても戸籍関係書類一式を読み解く時間が削減されるなど社会全体の相続手続に要する時間とコストの削減が図られている（参考資料18「法定相続情報証明制度について」参照）。

2 広域交付を認めることとした場合の検討事項

広域交付を認めることとした場合には、以下の事項について検討する必要がある

あると考えられるが、それぞれの事項についてどのように考えるか。また、そのほかに検討すべき事項はあるか。

(1) 広域交付請求に係る戸籍謄本等の発行の仕組み（発行主体）

広域交付を認めることとする場合、まず、どのような仕組みによって広域交付に係る事務を行うこととするのかを検討する必要がある。この点に関し、既に広域交付が認められている住民票の写しの制度が参考となる（注3）。

住民票の写しの広域交付については、交付市区町村を発行主体とし、同市区町村が費用を徴収する仕組みが採られている。広域交付をどのような仕組みで認めることとするかは、広域交付に係る戸籍謄本等の発行事務を扱う行政主体はどこになるのかという点にも影響するところ、広域交付に係る戸籍謄本等の発行事務については、交付請求を受けた市区町村の戸籍事務従事職員において、本人確認等の審査を行い、戸籍情報連携システム（仮称）を通じて交付が可能と判断すれば、戸籍謄本等を作成、交付することが可能であると考えられる（注4）。そこで、住民票の写しの広域交付と同様、**広域交付に係る戸籍謄本等の発行事務の発行主体は、広域交付の請求を受けた市区町村長とすることとし、本籍地以外の市区町村長が戸籍謄本等を発行するための権限に関する根拠規定を設けることが考えられる**が、どうか。また、この場合、実際に事務処理を行う交付市区町村で費用を徴収することが考えられるが、どうか。

（注3）既に広域交付が認められている住民票の写しにおいては、①広域交付の請求を受けた市区町村長（以下「交付地市区町村長」という。）は、請求者の住所地の市区町村長（以下「住所地市区町村長」という。）に対し、広域交付があった旨等を通知し（住民基本台帳法第12条の4第2項、住民基本台帳法施行令第15条の3第1項）、②住所地市区町村長は、当該通知に対して広域交付に係る住民票の写しに記載すべき事項を通知し（同法第12条の4第3項、同令第15条の3第2項）、③交付地市区町村長は、前記②により通知された情報に基づいて住民票の写しを交付することとされている（同法第12条の4第4項、同令第15条の4）。また、交付地市区町村長と住所地市区町村長との間の通知は、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて行うこととなっている（同法第12条の4第5項、住民基本台帳法施行規則第5条、平成14年総務省告示第334号）。

（注4）発行主体をどの行政主体とするかは、広域交付請求が却下された場合の審査請求の管轄（戸籍法第124条）や手数料の収受・帰属にも影響すると考えられる。本文の考え方によれば、審査請求については、広域交付の請求を受けた市区町村の役所又は役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に対してすることになると考えられる。また、手数料の収受・帰属については、各市区町村において、広域交付に係る戸籍謄抄本等の交付に係る手数料を定め、収受した手数料は、当該広域交付を行った市区町村に帰属することになるものと考えられる。

(2) 広域交付の請求権者

前記1(1)のとおり、戸籍法上、本人等のほか、所定の要件を満たした第三者にも戸籍謄本等の交付請求が認められている。そこで、広域交付を認めることとした場合、交付請求をすることができる主体について、どのように考えるかが問題となる。

まず、戸籍に記載されている本人に広域交付請求を認めることが考えられる。また、広域交付を認める必要性が前記1(3)のとおり相続手続の効率化を図るという点にも求められるとすれば、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属についても広域交付を認めるべき必要があるものとも考えられる。他方、第三者請求については、交付請求に係る戸籍を管掌する市区町村長以外の市区町村長において第三者請求を認めるための要件（戸籍法第10条の2）を判断することとするのが妥当であるか、第三者請求を認めることとした場合、特定の市区町村長に交付請求が集中し、当該市区町村長の戸籍事務に支障を来たすおそれがあるのではないか等といった問題点が考えられることから、第三者にまで広域交付を認めることとするのかといった点については、様々な意見があり得るものと考えられる（注5）。

この点、本人等についてのみ、本籍地以外の市区町村で交付請求が受けられるとした場合であっても、兄弟姉妹等の第三者の戸籍謄本等について、その交付請求先が、広域交付請求によって取得できた戸籍謄本等によって明らかになるといえ、現在よりも、相続の場面での戸籍謄本等の取得の負担は大きく減るものと考えられる。

以上を踏まえ、広域交付を認めることとした場合の交付請求権者についてどのように考えるか。

(注5) 住民票の写しについては住民基本台帳法において広域交付を認める規定が設けられているが、その請求の主体は、本人又は本人と同一世帯に属する者による場合に限りられており、第三者による広域交付の請求は認められてない（住民基本台帳法第12条の4参照）。これは、本人又は本人と同一世帯に属する者以外についても広域交付の請求を認めた場合には、その請求事由や利用目的の確認を行う必要があるが、この確認を住所地市町村以外の市町村に行わせることは適当ではないと考えられることによるものである。住民票の写しの広域交付については、住民本人の利便の増進のために特例的に認めることとしているものであるなどと説明されている（市町村自治研究会編著「全訂 住民基本台帳法逐条解説」223ページ参照。）。

(3) 広域交付による戸籍謄本等の証明の範囲

前記(1)で示した仕組みを前提とすると、広域交付の請求を受けた本籍地以外の市区町村長は、戸籍情報連携システム（仮称）の情報を参照して、戸籍謄本等の発行事務を行うこととなる。そのため、戸籍情報連携システム（仮称）において電子情報として整備されていない戸籍については、審査を行って広域交付を行うことができない。そこで、**広域交付による戸籍謄本等の証明の範囲としては、電子化された情報の範囲に限るものとする**ことが考えられるが、どうか。

(4) その他

広域交付に関連しては、戸籍の謄抄本という紙媒体の証明書を交付することが考えられるが、デジタル化社会を目指すという観点からは、可能な限り、電子的な証明書を交付し、それを活用するということも考えられる。

また、今後、親族的身分関係情報など、親子や夫婦の関係を示す電子情報が蓄積していった場合には、電子的な相続関係一覧図を作成し、相続手続等のため、必要に応じこれを証明書として交付する仕組みも将来的には考えられる。

第2 統計情報の活用について

1 中間試案に対する意見について

中間試案に対する意見募集において寄せられた意見のうち、中間試案に提示された論点以外に関する戸籍事務に対する意見として、届書に記載された事項がデータ化された場合、当該データを積極的に活用すべきではないかとするものがあつた。

戸籍情報に関し、現在公表されている主な統計としては、法務省所管の「戸籍事件表」と厚生労働省所管の「人口動態統計」とがある。

2 現状

(1) 戸籍事件表

法務省民事局においては、全国における戸籍事務の現状と動向を把握するため、毎年、法務局・地方法務局から、市区町村における戸籍事務について、「戸籍事件表」の提出を求め、集計を行っている。

「戸籍事件表」は、全国の各市区町村長が受理し、又は他の市区町村長から送付を受けて戸籍の処理をした各種届出事件の件数のほか、請求に基づき戸籍謄本等を交付した件数等を集計したものである。これらの件数は、毎年度、各市区町村長から、市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局（以下「管轄法務局等」という。）の長に対し報告され（注6、参考資料19「戸籍事件表」参照）、各法務局・地方法務局では、管内の市区町村分を集計の上、法務省民事局に報告することとされている（注7）。

（注6）戸籍事務取扱準則制定標準（平成16年4月1日付け法務省民一第850号民事局長通達）

第21条 市区町村における各年度（4月1日から翌年3月31日まで）の事件数は、その翌年度の4月20日までに報告しなければならない。

2 前項の報告をするときは、付録第18号様式による。

（注7）昭和42年11月22日付け法務省民事甲第3430号民事局長通達

(2) 人口動態調査事務

人口動態調査は、人口動態調査令（昭和21年勅令第447号。以下「調

査令」という。)に基づき実施されており、出生、離婚、婚姻、死亡等に係る件数・割合等を集計している(主な集計項目は、参考資料20「戸籍届出に関連する統計について」参照)。

人口動態調査において利用する資料については、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚について、その届出を受けた市区町村長が作成する調査票である(調査令第2条)。

出生、死亡、婚姻及び離婚の各調査票は戸籍の届書等に基づいて作成され、死産の調査票は死産の届出に関する規程(昭和21年厚生省令第42号)による届書等から作成される(調査令第3条)。作成された調査票は、保健所長、都道府県知事(保健所を設置する市にあっては市長を経由して都道府県知事)を経由して所定の期日までに厚生労働大臣に提出される(調査令第5条第1項、第2項及び第5項)(事務フローの概要は、参考資料21「人口動態調査体系図」参照)。

なお、人口動態調査は、戸籍事務と密接な関係にあるため、各法務局及び地方法務局の職員は、現地指導官(併任厚生労働事務官)として市区町村に対する人口動態調査事務の助言を行い、調査票の作成・審査の基準や提出方法について周知を図るものとされている(人口動態調査令施行細則(昭和23年厚生省令第6号)第11条)。

3 統計事務の合理化について

中間試案に対する意見において、国(法務省)が戸籍情報連携システム(仮称)を構築した場合、これまで市区町村が各別に集計していた情報(本籍数、届出種別ごとの届出事件数等)について、法務省において情報の集計及び統計の作成が可能となるのではないかとするものがあった。すなわち、現行の戸籍事務において、市区町村が作成している戸籍の届出事件等に関する統計情報について、統計の作成、送付、集計等に係る作業を自動化し、効率的に戸籍事件表を作成することが可能となり、戸籍事務全体の事務改善が図られることが考えられる(参考資料22「統計業務の合理化」参照)。

そこで、次のような方策を講ずることが考えられるが、どうか。

戸籍情報連携システム(仮称)を活用して、各市区町村において作成している戸籍に関する統計を省力化することとする。

4 統計情報の拡充について

国(法務省)が戸籍情報連携システム(仮称)を構築し、法務省において情報の集計が可能となった場合、従前、集計には手作業が必要であることから集計していなかった情報についても、集計作業を自動化することにより作成が可能となることが考えられる(作成可能な情報項目の具体例について、参考資料23「統計情報の拡充の具体例」参照)。また、当該情報を人口動態調査事務に提供することにより、人口動態調査の充実に資することも考えられる。

そこで、次のような方策を講ずることが考えられるが、どうか。また、統計情報の活用について、そのほかにどのような方策が考えられるか。

戸籍情報連携システム（仮称）を活用して、統計情報の拡充を行い、必要に応じて、人口動態調査事務に情報を提供し、同事務の充実に資することとする。

第3 届書類の電子化について

1 中間試案に対する意見

届書類（届書、申請書、その他の書類）については、これを受理した市区町村が届出に係る本人の本籍地でなければ、本人の本籍地の市区町村に送付され、本籍地において戸籍の記載をした後、目録を付して管轄法務局等に送付されている。また、届出先が本籍地の市区町村でない場合、届書の情報のうち、戸籍に記載すべき事項については、事務処理上、当該届書を受理した市区町村及び本籍地の市区町村の双方でシステムに入力するといった事務の重複が生じている。

このような事務負担を軽減する目的から、届書類の情報をスキャナーで読み込み電子化することにより、受理地及び本籍地の市区町村並びに管轄法務局等において届書類の情報の共有化を図り、当該情報を戸籍事務において活用することが合理的である。

このことにより、届書類の情報が共有され、届出を受理した市区町村から本人の本籍地への届書類の送付が不要となるとともに、本人の本籍地から管轄法務局等への送付も不要となる。また、届書類の情報のうち、戸籍に記載すべき事項について、システムに入力されたデータを共有することが可能となれば、情報の共有化を図ることができ、入力に係る事務量が軽減されることも考えられる。

そこで、届書類については、届書類を受理した市区町村において、内容を確認した上で電子化し、国（法務大臣）が構築する戸籍情報連携システム（仮称）に送信することとし、現在行われている本籍地市区町村及び管轄法務局等への送付事務は行わないとする試案（概要は、参考資料10「戸籍事務内連携における事務の合理化」参照。）に対して、おおむねこれに賛成する意見が寄せられたところである。

他方、戸籍の記載を要しない届書類（外国人のみを届出事件の本人とする届書類（以下「外国人に関する届書」という。）等）については、現行制度において、管轄法務局等への送付の対象となっていないこと等から、当面現行の取扱いを維持し、電子化及び戸籍情報連携システム（仮称）への送信を行わないこととする中間試案に対しては、外国人に関する届書の記載事項証明書が当該外国人にとって親族的身分関係の公証手段の一つとなっていること等を理由に、これに反対する意見が寄せられたところである。

なお、戸籍の記載を要しない届書には、外国人のみを届出事件の本人とする届出のほか、胎児認知届出や既に戸籍に記載されている事項に係る報告等が含まれるが、届書類の電子化の可否を検討するに当たっては、主として外国人に関する届書の取扱いが問題となる。

2 外国人に関する届書の取扱い

戸籍法は、日本に居住する外国人についても適用される（属地的効力）ことから、外国人が日本国内で出生し又は死亡したときは、届出人の所在地又は事件発生地で出生の届出又は死亡の届出を要することとされている（戸籍法第25条、第51条、第88条）。

また、外国人同士が日本において婚姻や養子縁組等の身分行為を成立させる場合は、戸籍法の規定に基づいて、所在地の市区町村長に届出をすることができる。これらの届出がされた場合、その届出によって外国人について戸籍を編製したり、あるいは戸籍の記載をすることはないことから、その届書類は、戸籍の記載を要しない届書類として、その届出を受理した市区町村長において保存することとされている（戸籍法施行規則（以下「規則」という。）第50条第1項）。

当該届書類は、届出をした外国人の身分関係を公証するための機能を果たしており、当該届出の受理証明書（戸籍法第48条第1項）や当該届書の記載事項証明書（同条第2項）として公証される。

受理証明書は、当該届出をした届出人だけが請求できるものであり、その証明書の様式は、規則附録第20号書式及び第21号書式により作成することとされる（規則第66条第1項、第2項）。

また、届書の記載事項証明書は、利害関係人（届出事件の本人、その親族又は届出人）において、特別の事由がある場合に限り請求することができるものであり（戸籍法第48条第2項）、その証明書の書式は、規則附録第17号書式により作成することとされる（規則第67条、第14条第1項）が、届書の全部を複写して、届書の記載事項証明書として交付することは差し支えないこととされている（注8）。

（注8）昭和30年8月6日付け民事甲第1667号民事局長回答

3 届書類の公開

日本人の親族的身分関係の証明は、通常、戸籍又は除籍の証明書によってその目的を達することができることから、戸籍の記載のもと（原由）となった届書類については、原則として公開しないこととされている（戸籍法第48条第2項）。

他方、外国人の親族的身分関係に関する証明は、本来当該外国人の本国官憲が行うべきものである。もっとも、本国における身分登録のため、届書の記載事項証明書を本国官憲から求められる場合もあり、届書の記載事項証明書は、外国人の親族的身分関係を公証する手段の一つとなっている。

中間試案に対して寄せられた意見として、本邦に在留する外国人にとって、届書の記載事項証明書が親族的身分関係を公証する有力な手段となっていることから、外国人に関する届書の情報を戸籍情報連携システム（仮称）に送信し、届出を受理した市区町村以外の市区町村（証明書請求時点における届出事件本人の住所地等）において、当該届書の記載事項証明書を請求することができるようにすべきとする

ものがあつた。

これを実現するためには、当該届書を受理した市区町村以外の市区町村において、届書の情報を検索することができる必要がある。

中間試案において、電子化した届書類の情報については、市区町村で戸籍の記載をするために必要なものであるため、戸籍を記載する本籍地市区町村及び受理地の市区町村に限り参照をすれば足りるものと考えられることから、届書類の情報を参照できる者は、届出事件本人等の本籍地の市区町村の職員及び届出を受理した市区町村の職員に限ることとしたところである。

この趣旨によれば、仮に、外国人に関する届書について、届出を受理した市区町村以外の市区町村において届書の情報を検索できることとした場合、上記のように情報を参照できる職員の範囲を制限している趣旨が没却されることとなる。すなわち、届出を行った外国人は、届出後、日本国内のいずれの市区町村にも住所を有する可能性があることから、上記意見を実現しようとする場合、全ての市区町村において届書類の情報が検索できる必要があり、相当でない。また、届書類の情報の参照について、日本人を届出事件本人とする届書類の場合と職員の範囲を異にする合理的な理由も存しない。さらに、前記2のとおり、その届出によって戸籍の記載をするものではないことから、届出を受理した市区町村の職員以外が情報を参照する必要性はないといえる。

そこで、以下の取扱いとすることが考えられるが、どうか。

戸籍の記載を要しない届書類については、現行の事務と同様、届書類を受理した市区町村において保管するものとする。

4 届書類の保存

(1) 現状（中間試案の補足説明第1部、5再掲）

届書類（届書、申請書その他の書類）は、戸籍の記載を了した後は、戸籍が滅失した際の再製資料として、あるいは、民事・刑事訴訟等における証拠として利用されるほか、法務局において、戸籍の副本と対照することにより戸籍記載の適否を判断する資料や戸籍の記載に過誤等が発見された場合に訂正の指示等を行う根拠資料などとして、利用されている。また、戸籍の記載を要しない事項についての届書類（外国人のみを届出事件の本人とするものなど）は、その記載事項証明書をもって届出に係る身分行為・身分変動事実を公証する目的に利用される。

戸籍の記載を了した届書類のうち、本籍人に関するものは、市区町村から管轄法務局等に1か月ごとに送付され、管轄法務局等において当該年度の翌年から27年保存される（規則第48条第2項、第49条）。ただし、管轄法務局等が戸籍の副本の送付又は送信を受けると、当該年度の翌年度から5年を経過した届書類は廃棄することができる（規則第49条の2）。したがって、磁気ディスクに記録された戸籍の場合には、戸籍に記録をした後、副本データが遅滞なく送信されるため、届書の保存期間は5年となる。他方、非本籍人に関す

る届書類は、市区町村において、当該年度の翌年から1年保存される（規則第48条第3項）。

また、戸籍の記載を要しない届書類（外国人のみを届出事件の本人とする届書類等）は、当該年度の翌年から、創設的届出については50年、報告的届出については10年保存される（規則第50条）（注9）。

なお、実務上、一部の外国人に関するものは「当分の間」保存するとされている（昭和41年8月22日付け民事甲第2431号民事局長通達「在日朝鮮人の戸籍届書の保存期間は本条の規定にかかわらず当分の間そのまま保管する。」）。

いずれの場合も書面の状態での保存を前提としている。

（注9）戸籍の届出は、身分関係の発生・消滅等が既に生じているものを戸籍に反映させるために届け出る「報告的届出」と、届出をすることにより身分関係が発生・変更・消滅する「創設的届出」に分類される。報告的届出に属するものとして、出生届、死亡届、裁判離婚届、裁判認知届などがあり、創設的届出に属するものとして、婚姻届、養子縁組届、協議離婚届、任意認知届などがある。

（2）届書類の保存場所及び保存期間

前記1のとおり、届書類を電子化して国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）に送信することとすると、紙媒体の届書類を市区町村から管轄法務局等に送付した上で、管轄法務局等において保管する必要は必ずしもないものと考えられる一方、戸籍に受理者が記載され、公証されていることからしても、受理地市区町村において保管することが合理的なものと考えられる。

もっとも、届書類のデータは、戸籍情報連携システム（仮称）で保管することとなることから、戸籍情報が滅失した場合の再製資料として届書類を保管している現状を考慮しても、長期にわたり紙媒体の届書類を保管する意義は乏しいと考えられる。

紙媒体の届書類については、裁判手続における証拠資料として利用される可能性があることも考慮する必要があるが、他方、多くの市区町村において、長期間分の届書類の保管場所を確保することは、極めて困難であると考えられる。

そこで、中間試案に対する意見も踏まえ、以下の方策を講ずることが考えられるが、どうか。この場合の保存期間については、どのように考えるべきか。

紙媒体の届書類については、届書類を受理した市区町村において保管するものとする。